

平成19年度包括外部監査（財政援助団体等の出納その他の事務の執行等について）

指摘事項等に対し未措置であるもの

指摘事項又は意見の概要	
第3 外部監査の結果及び意見	
1 株式会社旭川振興公社	
(15) 販売用土地について	
① 永山8丁目分譲残地	
<p>市の事業計画に伴い、昭和37年に住宅団地（みずほ団地）用地として取得し、振興公社が造成、分譲した土地の残地である。昭和52年6月、市の自治活動部広聴広報課からの依頼により、町内会館の駐車場用地として同町内へ無償貸付していたが、平成3年4月から有償での賃貸契約をしている。具体的な販売計画は現在のところなく、旭川市に対して買取依頼を行っているところである。</p>	
⑥ 春光7条8丁目用地	
<p>市の土木部新道用地事務所からの依頼に基づき、旭川新道事業代替対象地として昭和57年に取得したものである。しかし、旭川新道事業はすでに終了し、結果的に代替地として処分されることなく現在に至っている。2千万円近い含み損をかかえていることと、住宅地として販売するためには数百万円を要する造成が必要であることなどが障害となり、販売できずに残っている。</p>	